

改葬許可申請について

～ご用意していただく書類～

☐ 改葬許可申請書

(故人 1 人につき 1 枚必要・墓地管理者の証明を受けたもの)

☐ 申請者が墓地使用者であることがわかる書類

(墓地使用証など)

※上記の書類がない場合は、墓地使用者確認を作成してください。

☐ 故人の死亡が確認できる書類

故人の火葬許可証。火葬許可証がない場合は、故人の死亡が記載された戸籍謄本

※故人の死亡時の本籍が桜井市の場合は、戸籍の添付は不要です。

他市本籍の場合は、故人の死亡の記載がされている戸籍を取得してください。

☐ 改葬先の受入れ証明

これから改葬する先の納骨の受け入れが確認できる書類

霊園の使用許可書または契約書、墓地・納骨堂等に納骨する予定になっていることがわかる証明書等

※いずれも、使用者又は契約者の氏名の記載がないものは受付できません。

※上記の書類がない場合は、納骨受入承諾書を作成してください。

☐ 申請者の本人確認書類

(マイナンバーカードや運転免許証など) ※郵送申請の場合はコピーを封入してください

◎郵送で申請する場合

☐ 返信用封筒(宛名記載の上、切手を貼ったもの)

～申請の手順について～

- ① 改葬許可申請書に必要事項を記入
- ② 改葬先の受入れ証明をご準備いただく
- ③ 改葬許可申請書に、墓地管理者からの署名・捺印を受ける
- ④ 上記「ご用意していただく書類」を桜井市役所市民課に郵送、または窓口にて申請
- ⑤ 市役所より改葬許可証を発行（申請いただいてから改葬許可証を発行するまでに 1 週間程度お時間をいただきます）
- ⑥ 改葬許可証を改葬先の墓地管理者に提出

※原則、墓地使用者からの申請となります。代理で手続きされる場合はお問い合わせください。

※改葬許可は改葬前の墓地の住所がある役所で手続きをお願いします。

※分骨につきましては改葬前と改葬先との当事者間の手続きとなります。

ご質問・ご不明な点がございましたら市民課までお問い合わせください。

奈良県桜井市役所 市民課
0744-42-9111（内線 2661）
〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1